令和 4 年 3 月 24 日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

障害児通所支援事業に係る代替サービスの提供による報酬請求について

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いとして、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下のいずれかの場合において利用者の居宅や電話、スカイプなどで健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象としています。

- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事務所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合(本市はこれに該当します)
- ・幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合
- ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合

代替サービスの提供に当たっては、令和2年2月28日にお知らせしました「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した留意点について」記載のとおり、通常の支援内容と今回の支援内容の予定をできるだけ具体的に記載したものを**書面にて事前に(メールで)当課へご提出いただくこと**になっておりますので、再度周知いたします。また、今般、ご提出いただく支援内容を記載する書面の参考様式を作成しましたので、ご活用ください。

- 1 代替サービス提供に係る手続きについて 手続の手順については、以下のとおりです。
  - (1) 本市に対し、代替サービス提供計画書(参考様式)を提出する。
  - (2) 利用者に対し、代替サービスを提示する(口頭説明可)。
  - (3) 代替サービス利用希望者に対し、サービス内容や負担額等の重要事項を説明し了承を得る。
  - (4) 利用希望者に対し、代替サービスを提供する。

## 2 請求について

上記手続きを経てサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、通常通り報酬を請求してください。

- 3 具体的なサービス内容例
  - ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
  - ・児童の健康管理

- ・普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

## 4 その他

- ・代替サービスは、希望しない場合、利用者が利用を断れるものです。利用者が代替 サービスを希望しない場合は、無理に利用の強要をしないでください。また、利用 を希望する場合も、事前に十分な説明を行うように心がけてください。
- ・サービス提供に関する記録は詳細に記録してください。
- ・児童の状況を把握するようにしてください。
- ・利用者へメールを送信するのみであったり、教材を自宅へお送りするのみ等、一方 的なサービスの提供は、代替サービスに含まれませんのでご注意ください。
- ・通常の請求と同様に、同日に利用者が複数の事業所を利用する重複請求について は認められません。

(お問い合わせ) 千葉市障害福祉サービス課

電話:043-245-5227(指導班)

FAX: 043-245-5630

メール: shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp